

令和6年度障害者相談支援従事者初任者研修実施要領

1 開講目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図り、もって新座市の地域特性を踏まえた障がい福祉実践者を養成することを目的とし、実態を見据えた研修を実施する。

2 研修事業の名称

令和6年度障害者相談支援従事者初任者研修

3 実施事業者

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

4 実施場所

・新座市障がい者福祉センター講義室

〒352-0013 新座市新塚一丁目4番5号 複合施設福祉の里3階

・新座市民会館 第一会議室

〒352-0011 新座市野火止一丁目1番2号

・新座市役所 301・302会議室

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

※ 会場については、諸般の事情により変更する場合がある。

5 研修期間 令和6年5月～8月 合計7日間（講義2日間及び演習5日間）

1日目（講義） 令和6年5月21日（火）

2日目（講義） 令和6年5月28日（火）

3日目（演習） 令和6年5月30日（木）

4日目（演習） 令和6年6月4日（火）

5日目（演習） 令和6年7月9日（火）

6日目（演習） 令和6年8月20日（火）

7日目（演習） 令和6年8月26日（月）

6 受講資格

以下の受講資格があり、上記5の研修日程の全日程に参加でき、実習を行える者

ア	相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所において相談支援事業に従事している者又は従事する予定の者
イ	指定重度障害者等包括支援事業所に従事するサービス提供責任者

ウ	令和6年度末（2025年3月末）までに、相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、ア又はイの業務に従事している者又は従事する予定の者
エ	県内市町村において障害児・者の相談支援業務に従事している者若しくは令和6年度末（2025年3月末）までに従事する予定である市町村職員
オ	県において障害児・者の相談支援業務に従事している者若しくは令和6年度末（2025年3月末）までに従事する予定である県職員

7 受講決定指針

令和5年度に実施した本研修は受講定員の2倍を超える申込みがあったため、今年度はおおむね次の優先順位に基づき受講者を選考する。ただし、新座市の地域課題に資すると実施事業者が認める場合は、優先順位によらず受講者を選考する場合がある。

優先順位	優先の条件
1	上記5のア又はウに該当する者であって、現に新座市内の事業所で従事している者のうち、相談支援専門員として常勤かつ専従として従事する予定である者
2	上記5のア又はウに該当する者であって、新座市内の事業所で従事する予定の者のうち、相談支援専門員として常勤かつ専従の予定である者
3	上記5のア又はウに該当する者であって、優先順位1又は2には該当しないが、新座市内の事業所で従事している者又は従事する予定である者のうち、研修修了後早期に相談支援専門員として従事する見込みがある者。ただし、その新規相談支援専門員が所属する事業所は、40人（実人数）以上の新座市民の新規利用者を担当することが見込める事業所であること。
4	上記5のア又はウに該当する者であって、優先順位1～3には該当しないが、新座市内の相談支援事業所で従事している者又は早期に従事する予定である者
5	上記5のア又はウに該当する者であって、優先順位1～4には該当しないが、新座市内の相談支援事業所で従事する予定である者
6	優先順位1～5には該当しないが、新座市民の新規利用者を担当する見込みのある者。ただし、その新規相談支援専門員が所属する事業所は、40人（実人数）以上の新座市民の新規利用者を担当することが見込める事業所であること。
7	その他の者

◎埼玉県外の事業所に従事又はその予定の方の申込みは受け付けない。

8 研修カリキュラム

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム	
1日目 5月21日	1 障がい児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義（5時間）

	講義 1-1 相談支援（障がい児相談支援）の目的	講義 1. 5時間
	講義 1-2 相談支援の基本的視点（障がい児者支援の基本的視点）	講義 2. 5時間
	講義 1-3 相談支援に必要な技術	講義 1時間
2日目 5月28日	2 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）	
	講義 2-1 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	講義 1. 5時間
	講義 2-2 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	講義 1. 5時間
	3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）	
	講義 3-1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	講義 1. 5時間
	講義 3-2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援の基本	講義 1. 5時間
3日目 5月30日	4 ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）	
	演習 1 相談支援の実際	
4日目 6月4日	・ 受付及び初期相談並びに契約	講義・演習 6時間
	・ アセスメント（事前評価）及びニーズ把握	講義・演習 3時間
	・ 目標の設定と計画作成	講義・演習 3時間
	・ 評価及び終結	講義・演習 3時間
5日目 7月9日	・ 実習ガイダンス	講義 1時間
	演習 2-1 実践研究 1	
6日目 8月20日	・ 実践例の共有と相互評価 1	事例研究 6時間
	演習 2-2 実践研究 2	
	・ 実践例の共有と相互評価 2	事例研究 4時間
7日目 8月26日	演習 3 実践研究 3	
	・ 実践研究とサービス等利用計画作成	事例研究 6時間
	演習 4 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワークづくり	
	講義・演習 2.5時間	
実習	5 相談支援の基礎技術に関する実習	
	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 1	実習
	相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 2	
	地域資源に関する情報収集	

9 講師氏名

統括講師 石川達也

統括講師 高野通尚

講義講師 坂本佳代子

講義講師 松柳宏志

演習ファシリテーター 安田実子

演習ファシリテーター 石川由果

※ 講師は変更する場合があります。

1 0 研修修了の認定方法

対面研修として実施する。各回につき、原則として遅刻・早退は認めない。

1 1 開講時期

令和6年5月から8月まで

1 2 受講手続（募集要項等）

(1) 募集人員 12人

(2) 申込開始 令和6年4月22日（月）

(3) 申込締切り 令和6年5月7日（火）（必着）までに郵送で推薦・申込書（別紙1）にチェックリスト（別紙2）、実務経験経歴書（別紙3）及び84円分の切手を貼付し返信先を記載した返信用封筒を同封し、郵送先へ送付すること。

(4) 郵送先

〒352-0033

新座市石神二丁目1番32号

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

相談支援従事者初任者研修担当者 宛て

(5) 受講決定通知

受講決定通知は、受講の可否にかかわらず、令和6年5月10日頃に勤務先事業所に郵送する。

募集人員を超過した場合、おおむね優先順位に則り実施事業者が受講者を決定するが、実施事業者は個別の問合せに回答しない。

1 3 受講料等

(1) 23,000円を、研修初日に現金でお支払いください。

(2) 領収書の宛先については、別紙1に必要事項を記入してください。

(3) 教科書として『障害者相談支援従事者研修テキスト』初任者研修編（日本相談支援専門員協会監修 小澤温編集 令和元年8月25日中央法規発行（研修開始までに最新版がある場合は最新版を優先する。）を事前に準備して御持参ください。

1 4 研修実施責任者氏名

坂本佳代子

1 5 苦情対応窓口

(1) 責任者 安田実子

(2) 窓口 真中寛

電 話 0 4 8 - 4 8 0 - 4 1 5 0

F A X 0 4 8 - 2 0 1 - 1 3 1 1

メール npoenn@jcom.home.ne.jp

受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

1 6 本研修に関する問合せ先

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

初任者研修担当者 安田実子

電 話 0 4 8 - 4 5 6 - 6 0 5 1